

新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金特別措置の終了について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

当社では2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養された場合、約款上の「入院」とみなして入院給付金のお支払対象とする特別措置（以下、みなし入院）を実施しており、2022年9月26日以降は「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱を継続しております。

今般、政府より、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について感染法上「5類感染症」に位置付ける旨の方針が公表されました。政府の公表等を踏まえ、感染症法「5類感染症」に変更された場合には、同日以降「みなし入院」の取扱いを終了し、新型コロナウイルス感染症によるお支払い範囲を以下のとおりといたします。

【新型コロナウイルス感染症による入院給付金のお支払範囲】

ケース		診断日		
		2022年9月25日以前	2022年9月26日～2023年5月7日	2023年5月8日以降
入院された方		○お支払対象	○お支払対象	○お支払対象
宿泊施設や自宅で療養された場合 (特別措置)	重症化リスクの高い方(※)	○お支払対象	○お支払対象	×お支払対象外
	上記以外の方	○お支払対象	×お支払対象外	×お支払対象外

※重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠されている方

◇2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる場合は、2023年5月8日以降もご請求可能です。

◇ご請求にあたってのお願い

厚生労働省より、My HER-SYSの療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届が行われている場合には、2023年9月末日まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされております。2023年10月以降の利用については未定となっております。医療機関・保健所の負担軽減に十分配慮いただく観点からも、My HER-SYSを利用した早期請求のご協力をお願い申し上げます。

□ 「みなし入院」の取扱いを開始した経緯と今回終了の理由

当社の保険約款において「入院」とは、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」という条件を満たすことによって入院給付金をお支払いしております。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況となり、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。

宿泊施設や自宅での療養は、約款の「入院」に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であることを踏まえ、お客様の観点から約款の柔軟な解釈・適用により「入院」と同等に取り扱う特別措置を開始いたしました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加するなか、軽傷・無症状の方の割合が高まる状況から、政府は、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日以降、全国一律に重症化リスクの高い方に限定することが決定されました。

これを受けて、同日以降、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を「重症化リスクの高い方」に限定しておりました。

今般、2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原体が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置付けることとなっております。

「5類感染症」への位置づけ変更が実施された場合、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、今後政府方針に変更があった際には、改めて当社ホームページ等にてお知らせいたします。

以上

【問合せ先】

スマイル少額短期保険株式会社 契約サービスチーム

0120-617-438（平日 10：00～17：00）